

平成30年度 第2回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：平成31年3月20日（水）

10時00分～12時00分

場所：本庁舎2階 第4委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事

審議事項

- ・屋外広告物条例にもとづく特例許可について（1件）
- ・屋外広告物ガイドラインの検討について
（ガイドラインの方針等とスケジュール（案）について）

報告事項

- ・公園における禁止地域の一部見直しについて（作並温泉郷）
- ・屋外広告物の安全確保の今年度の取り組みについて

4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

- 資料1：屋外広告物条例にもとづく特例許可について
（泉中央駅前におけるエリアマネジメント広告）
- 資料2：屋外広告物ガイドラインの検討について
（ガイドラインの方針等とスケジュール（案）について）
- 資料3：公園における禁止地域の一部見直しについて（作並温泉郷）
- 資料4：屋外広告物の安全確保の今年度の取り組みについて

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期：平成30年5月28日～平成32年5月14日

(平成31年1月7日現在)

氏名	所属・役職等	備考
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 課長代理	専門委員
ばば たまき 馬場 たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	審議会委員
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	専門委員

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物条例にもとづく特例許可について（泉中央駅前におけるエリアマネジメント広告）

1. 特例許可の制度 及び 取扱い

- 平成 30 年 4 月 1 日付「屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて」参照・・・別紙 1-3
- 特例許可は、景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴き、仙台市が行う

2. 今回の特例許可の項目

- 禁止物件（高架構造物）への屋外広告物の掲出
- 第二種許可地域の許可基準（壁面（柱面）の 1/3 以内）に適合しない屋外広告物の掲出

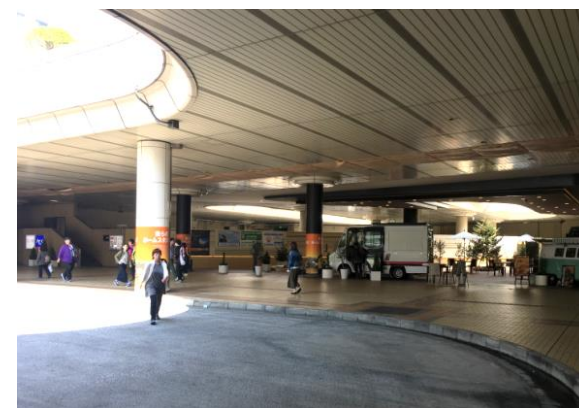
3. 掲出する屋外広告物の概要・・・詳細は別紙 1-1

- 国家戦略特別区域法にもとづく特区指定団体としてエリアマネジメント活動を行っている、泉中央駅前地区活性化協議会が、特区指定区域の泉中央駅前広場内の壁と柱に掲出する広告物。
- 協議会は、本市とエリアマネジメントの協定を結び、路面の清掃などの維持管理や賑わいの創出のためのイベントなどとともに、エリアマネジメント広告事業を実施している。
- 広告物の表示内容は、広場の名称、ベガルタ仙台の応援やイベントの紹介、周辺の店舗等の案内、広告スペースの一般広告となり、広告収益は、エリアの警備、清掃、植栽の整備費用等に還元している。
- 広場は道路区域であるペDESTリアンデッキの下部にあり、柱については高架構造物となり禁止物件であり、柱への表示面積は許可地域の基準の 1 つである壁面の 1/3 以内に適合していないため、11 本の柱に設置するシート貼りの屋外広告物が特例許可の対象となる。
- 協議会では、自主協定での広告物ルールを定め、それにもとづき広告物を表示していくこととしており、自主協定は屋外広告物条例にもとづく広告物協定として市が認定する予定である。

※3 月末までは、協議会と仙台市の共同によるエリアマネジメント広告の社会実験を行っており基準等適用除外だったが、4 月から協議会単独での実施に移行するため、許可手続きが必要



広場はペDESTリアンデッキ下に整備



広告物は広場内の壁や柱に設置

4. 特例許可の妥当性の検討（広告物許可申請の添付書類より）

①特例許可の必要性

- 広告事業により得た収益をエリアの警備、清掃、植栽の整備費用等に充当することにより、地域の良好な環境整備に貢献している。地域のまちづくりへの還元
- 地元を本拠地とするベガルタ仙台の応援広告を設置することにより、地域住民の同チームへの愛着意識を醸成している。自主協定での広告物ルールにより広場のイメージアップを図っていく。 まちのイメージアップ・活性化
- 広場や周辺の案内などを表示することで、訪れる人の利便性向上を図っている。

↓
必要性は満足している 公益・社会貢献

②良好な景観の形成

- 複数の広告物の大きさや高さを揃える、情報を絞り込み簡潔に表現する、使用する色相の数を 4 以下に抑えるなど、詳細な意匠に関する広告物ルールを策定している。
- 広告物を設置する壁面や柱面の形態・意匠との調和に配慮する、使用する色相の数を 4 以下に抑えるなどの広告物ルールを定めている。
- 広告物のルールは、屋外広告物条例にもとづく広告物協定として設定し、仙台市の認定を受ける予定（広告物ルールの内容は別紙 1-2）

↓
良好な景観の形成に十分に配慮されている

③安全性

- 禁止物件（柱巻）に対する広告物の設置はインクジェット出力のシート貼りであり、安全性には十分配慮し設置するようにしている。広場内の広告物は日常の維持管理で異常を確認している。有資格者による点検も実施する。
- 道路管理者からの道路占有許可及び警察からの道路使用許可を取得済みである。広場は歩行者専用であり、広場周辺もバスプールで道路交通への影響はない。

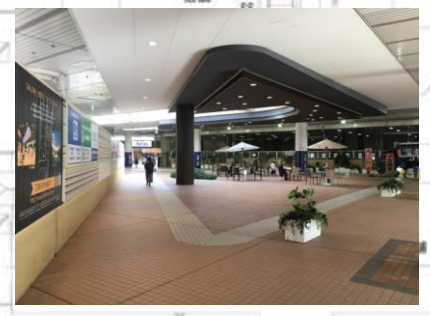
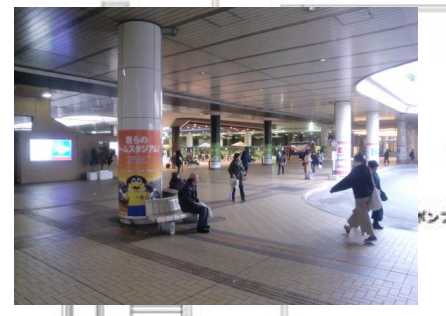
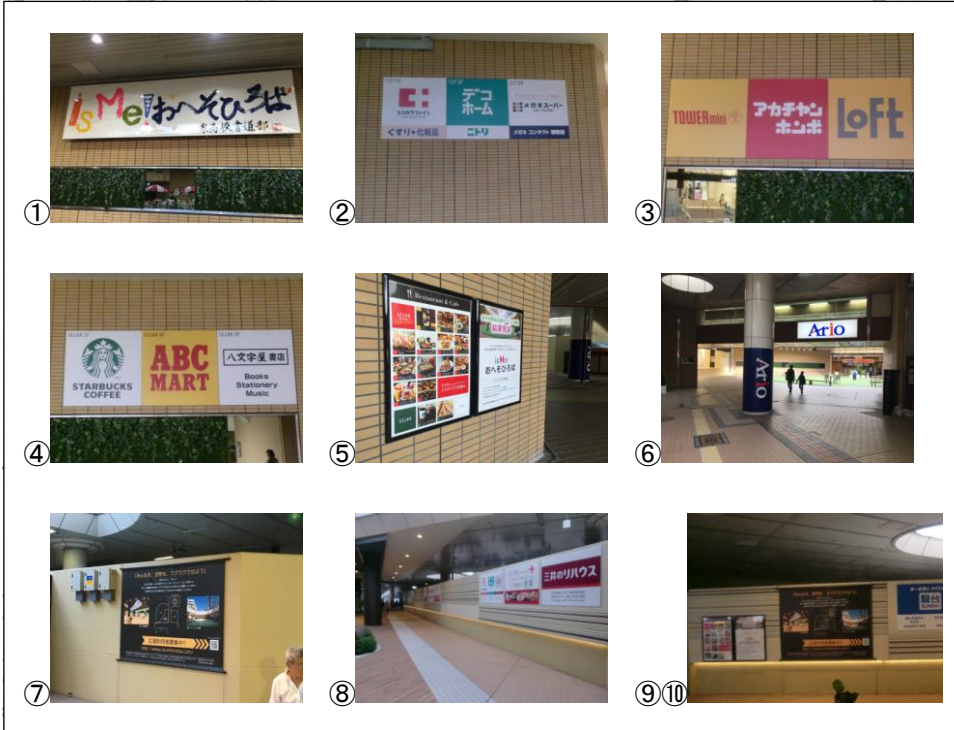
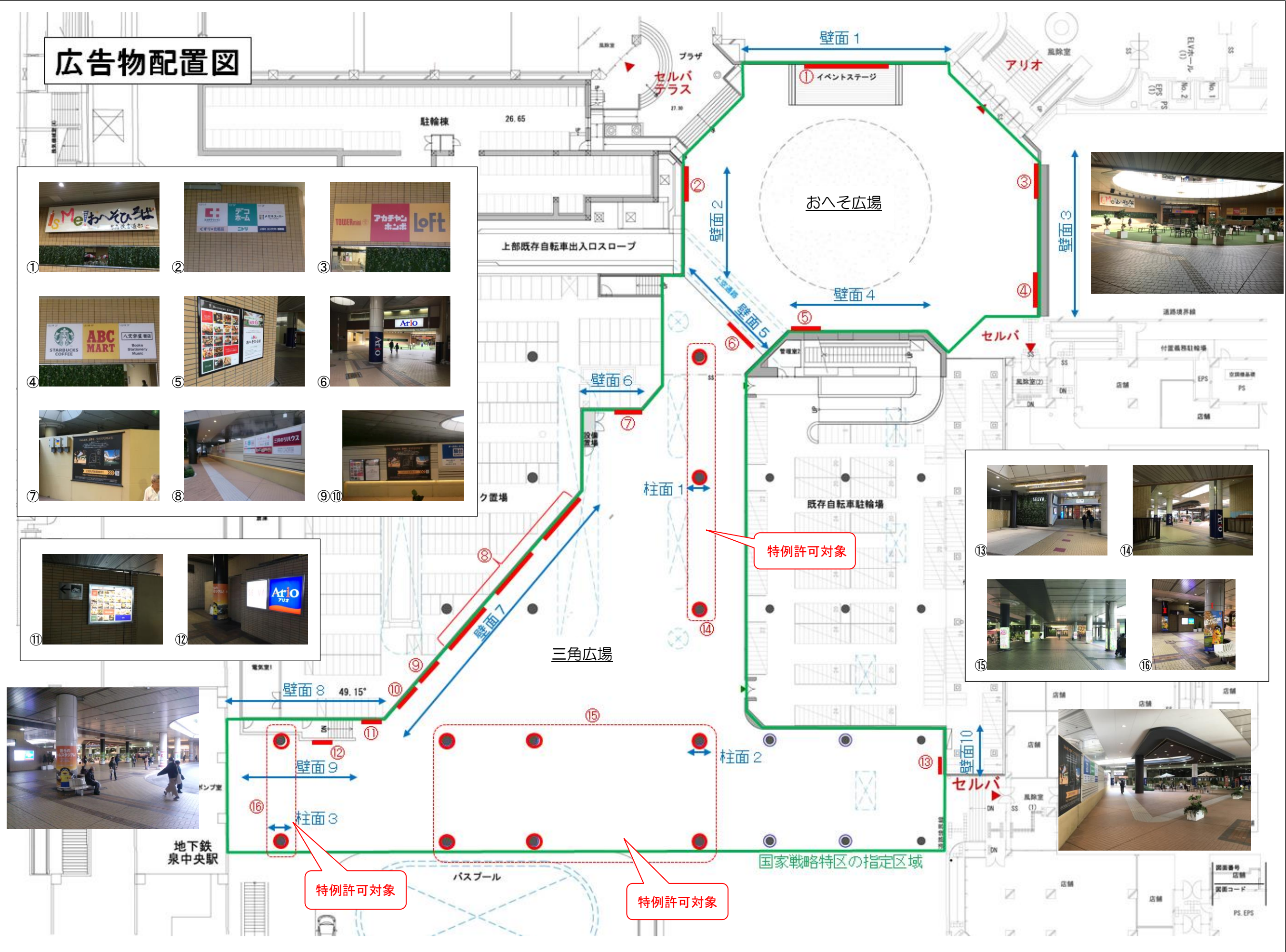
↓
安全性は特に問題はない

5. まとめ

- 今回の屋外広告は、必要性、良好な景観の形成、安全性の観点から、特例許可であっても妥当なものと判断する。
- 許可期間満了後の継続許可及び広告物の表示内容が変更となった際の変更許可についても、同じ場所及び規模で、広告物ルールを踏まえたものであれば、特例許可であっても妥当なものと判断する（屋外広告物部会での意見聴取は今回で実施済とする）。

※特例許可の取扱いに継続許可や変更許可に関して明記するか検討する

広告物配置図



特例許可対象

特例許可対象

特例許可対象

地下鉄 泉中央駅

国家戦略特区の指定区域

バスプール

三角広場

おへそ広場

セルバ

セルバ

アリオ

柱面1

柱面2

柱面3

壁面4

壁面2

壁面3

壁面6

壁面5

壁面8

壁面9

壁面10

壁面1

駐輪棟

上部既存自転車出入口スロープ

ク置場

既存自転車駐輪場

道路境界線

付置業務駐輪場

店舗

EPS

店舗

PS

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

店舗

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

PS

EPS

広告物のルール（自主協定） と 広告物の調整事例（参考）

【全ての広告物に適用する事項】

- (1) 同一壁面に複数の広告物を設置する場合は、大きさや高さをそろえることとし、デザインや色彩は互いの調和に配慮すること（同じ内容の広告物を複数設置する場合は、連続性に配慮したデザインとすること）
- (2) 広告物を設置する壁面や柱面の形態・意匠との調和に配慮するとともに、壁面・柱面のデザインは広告物を活かすものとなるよう工夫すること
- (3) 情報の優先順位を整理し、必要な情報を絞り込み簡潔に表現するとともに、細かな文字による宣伝情報が主体とならないよう配慮すること
- (4) 蛍光性、発光性又は反射効果を有する塗料又は材質を使用しないこと
- (5) 無彩色以外で使用する色は、マンセル表色系における10色相中、4色相以内とし（写真やイラストは除く。）、2色相以上の場合は、景観や周囲に配慮した色を使用するなどの工夫に努めること
- (6) 写真やイラストは、必要最低限の大きさや数とし、写真、イラスト、文字等をバランスよく配置し、余白を活かす工夫をし、すっきりと洗練されたデザインとすること
- (7) デザインとしての文字を除き、細かな文字による宣伝情報が主体とならないよう配慮すること
- (8) 次に掲げる業種の広告物は掲出しないこと
 - ア 風俗営業
 - イ 消費者金融
 - ウ ギャンブルにかかるもの
 - エ たばこ（マナーアップ広告を除く。）
- (9) 次に掲げる内容の広告物は掲出しないこと
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 暴力、わいせつ性の連想等、青少年の健全育成に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害又は名誉棄損に当たるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 泉中央駅前活性化協議会の表示を行うこと

【三角広場の壁面の広告物に適用する事項】 ※広告主を募集する一般広告に限る

- (1) 上下の分節の比率は周囲と合わせること
- (2) 情報は必要最低限なものにまとめ、下記を基本とすること
 - ・上段：店名や会社名、商標やロゴ、キャッチコピー
 - ※写真やイラストを使用する場合は必要最低限とする
 - ・下段：店名や会社名、場所、案内（地図を含む。）、取扱い商品（写真を含む。)
- (3) 写真やイラストが中心のデザインとしないこと
- (4) 地図、写真、イラストの情報はシンプルなものとする

※（1）～（3）は該当する広告物を全て同じデザインとする場合には適用しない

【柱面の広告物に適用する事項】

- (1) 設置位置を他の柱と合わせるようにすること
- (2) 文字を主体としたデザインとする場合は、シンプルなものやデザイン性の高いものとする
- (3) 写真やイラスト中心のデザインとする場合は、歩行者からの見え方を工夫すること
- (4) 情報は必要最低限にとどめ、配置を工夫し、写真やイラストの情報が多くならないようにすること



平成 30 年 4 月 1 日
 仙台市都市景観課

屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

1. 特例許可とは

本市条例では、許可地域においては許可基準に適合させる必要がありますが、特に必要と認めるときは、基準に適合しない場合でも許可することができますとしています。

また、広告物等の表示又は設置を原則として禁止している禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、許可することができますとしています。

これらの許可を「特例許可」といい、許可にあたっては景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴いた上で、判断することとなります。

第 10 条：市長は、広告物等の表示又は設置が許可基準に適合しない場合においても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、許可をすることができる。

第 12 条：市長は、禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

2. 特例許可の基本的な考え

特例許可として妥当かの判断は、下記の（１）に記載のいずれかの観点から、特に必要と認められるもので、かつ良好な景観の形成と安全性に支障のないものかを確認のうえ、行っていきます。

良好な景観の形成と安全性については、下記の（２）及び（３）に示す項目により確認します。

（１）特例許可の必要性

① 公益性・社会貢献

（例：地域や市民にとって広く必要なもの、地域の利便性向上のため特に必要なもの）

② 地域のまちづくりへの還元

（例：公共物の維持管理や地域活性化などの地域のまちづくりや活動に、収入等が還元されるもの）

③ まちのイメージアップ・活性化

（例：観光や経済の観点から、まちの魅力向上や賑わい向上に資するもの）

（２）良好な景観の形成

① 広告物等の意匠に関する工夫（色彩やレイアウトなど、広告物等自体のデザイン性に関する工夫）

② 周囲の景観に対する影響と配慮（周囲の景観に対する影響と、調和等のための配慮）

③ 眺望景観に対する影響と配慮（周辺の主要な視点場からの眺望景観における影響と、保全等のための配慮）

（３）安全性

① 広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保（禁止物件に設置する場合や、特殊な表示方法を用いる場合等）

② 道路交通への影響と対応（道路上に設置する場合などにおいて、警察及び道路管理者との協議結果等）

3. その他注意事項等

- ・特例許可を検討される場合は、本市への事前相談を早い段階で行ってください。
- ・上記の判断や事前協議は、掲出者が記入するチェックリストをもとに行っていきます。様式や添付書類など、詳しくはご相談ください。
- ・必要性や良好な景観の形成の判断にあたっては、掲出期間についても確認していきます。
- ・特例許可は、1 件ごとの判断になりますので、特例許可とならない場合もあります。（内容によっては、特例許可以外の適用除外条項を適用できる場合もあります）
- ・特例許可制度の適用を受けるには、本市との事前協議を行ったうえで、景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴く必要があります。

連絡先 仙台市都市整備局計画部都市景観課景観係
 住所：仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 本庁舎 7 階
 TEL：022-214-8288 FAX：022-214-8300

【追加案】

- ・許可期間満了後の継続許可、掲出内容の変更による変更許可については、必要性が変わらないことが明らかかつ、自主ルール策定など景観への配慮の担保がされるもので、当初の許可の時点の特例許可の際に景観総合審議会（屋外広告物部会）で了承されたものは、都市景観課との事前協議を条件とし、景観総合審議会（屋外広告物部会）での意見聴取済とする場合もあります。

●特例許可チェックリスト

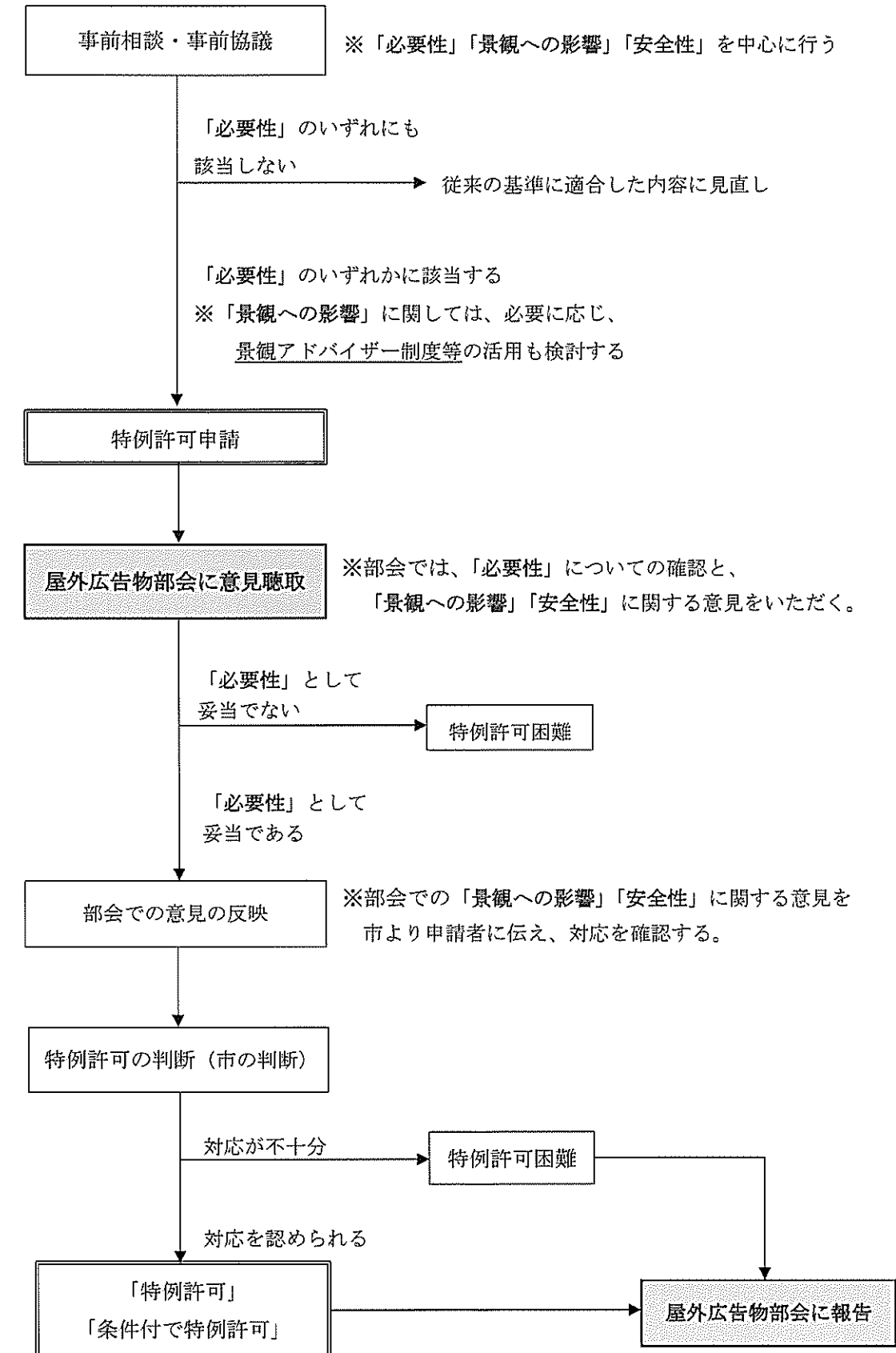
申請の種類	<input type="checkbox"/> 条例第10条（許可基準の特例） <input type="checkbox"/> 条例第12条（禁止地域又は禁止物件の特例）
-------	---

周辺の概況	
表示又は設置の計画の概要	
表示又は設置の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

確認項目		説明
特例許可の必要性	公益性・社会貢献	
	地域のまちづくりへの還元	
	まちのイメージアップ・活性化	
良好な景観の形成	広告物等の意匠に関する工夫	(色彩やレイアウトなど、広告物等自体のデザイン性について工夫した点を記述する)
	周囲の景観に対する影響と配慮	(周囲の景観に対する影響と、調和等のための配慮について記述する)
	眺望景観に対する影響と配慮	(周辺の主要な視点場からの眺望景観における影響と、保全等のための配慮について記述する)
安全性	広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保	(禁止物件に設置する場合や、特殊な表示又は設置方法を用いる場合などに特に記述する)
	道路交通への影響と対応	(道路に設置する場合などに、警察及び道路管理者との協議結果等を記述する)

添付資料 (必要性に関する説明資料、景観シミュレーション資料、警察及び道路管理者との協議記録等)

特例許可の手続き・判断の流れ



屋外広告物ガイドラインの検討について
(ガイドラインの方針等とスケジュール (案) について)

1. 屋外広告物ガイドラインとは

- ・屋外広告物条例での設置場所や大きさなどの基準とは別に定め、地域特性に応じた景観配慮の方法や、街並みに合うデザイン手法などをまとめたものとなり、県（青森県、富山県など）や市（堺市、金沢市、町田市 など） 様々な自治体で作成している。
- ・ガイドラインを作成している自治体では、良好な景観を誘導していくために、業者への周知啓発や広告物講習会での活用だけでなく、特例許可や広告物のデザイン審査などの基準、景観アドバイザーや表彰の際の参考資料など、条例による基準を補完するものとして活用している。

2. 本市における屋外広告物ガイドライン策定の目的

- ・仙台市の屋外広告物条例は、他自治体と同様に良好な景観形成と公衆の危害の防止を目的とし、土地利用や地域特性に応じた広告物の設置等の禁止や広告物の面積などの基準をきめ細やかに定めている。
- ・しかしながら、広告物のデザイン等は基準で定めるのが難しく、広告主や広告業者の判断に委ねられるため、周囲と調和しないデザインや様々な広告物の乱立で景観を阻害している場合もある。
- ・そのため、平成 27 年度に景観総合審議会から提出された「これからの広告物施策のあり方」の提言書では、屋外広告物ガイドライン策定が、検討が必要な取り組みの 1 つとして示されている。
- ・策定した屋外広告物ガイドラインは、広告主や広告業者が計画の際の参考とするだけでなく、広告物講習会、景観アドバイザー、大店法の景観協議、特例許可基準など様々な活用を想定しており、広告物から景観向上を図ることで、魅力ある街並みをつくっていくことにつなげていく。

3. スケジュール (案)

- 平成 27 年度 「これからの広告物施策のあり方」 提言書
- 平成 28 年度 市政モニターアンケート「屋外広告物に関する意識調査」
※28 年度後半～29 年度は安全点検や条例改正などの対応で中断
- 平成 30 年度 他都市事例の調査、市内の現況調査
中心部での屋外広告物ワークショップ
- 平成 31 年度 ガイドライン案の検討（広告物部会等に意見聴取）、ワークショップ 等
→来年度第 1 回の部会では 広告物の現状と課題 を中心に議論する予定で、
第 2 回以降でガイドラインの構成案や掲載項目などを検討していく
- 平成 32 年度 ガイドライン案作成、活用方法整理、事業者等への周知
- 平成 33 年度 運用開始



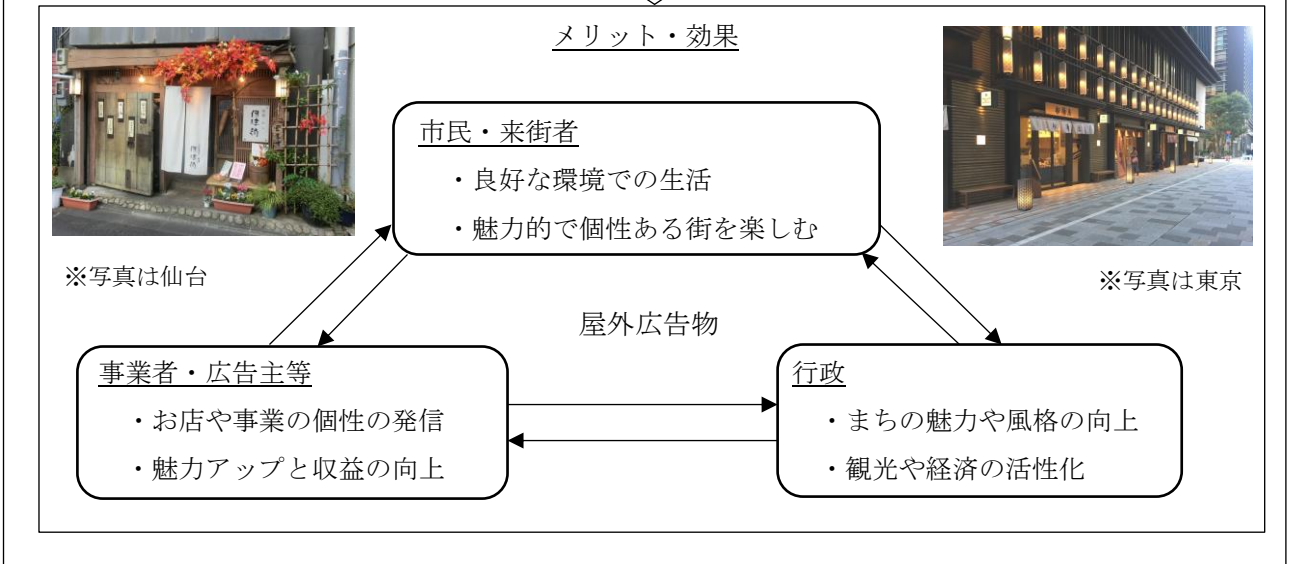
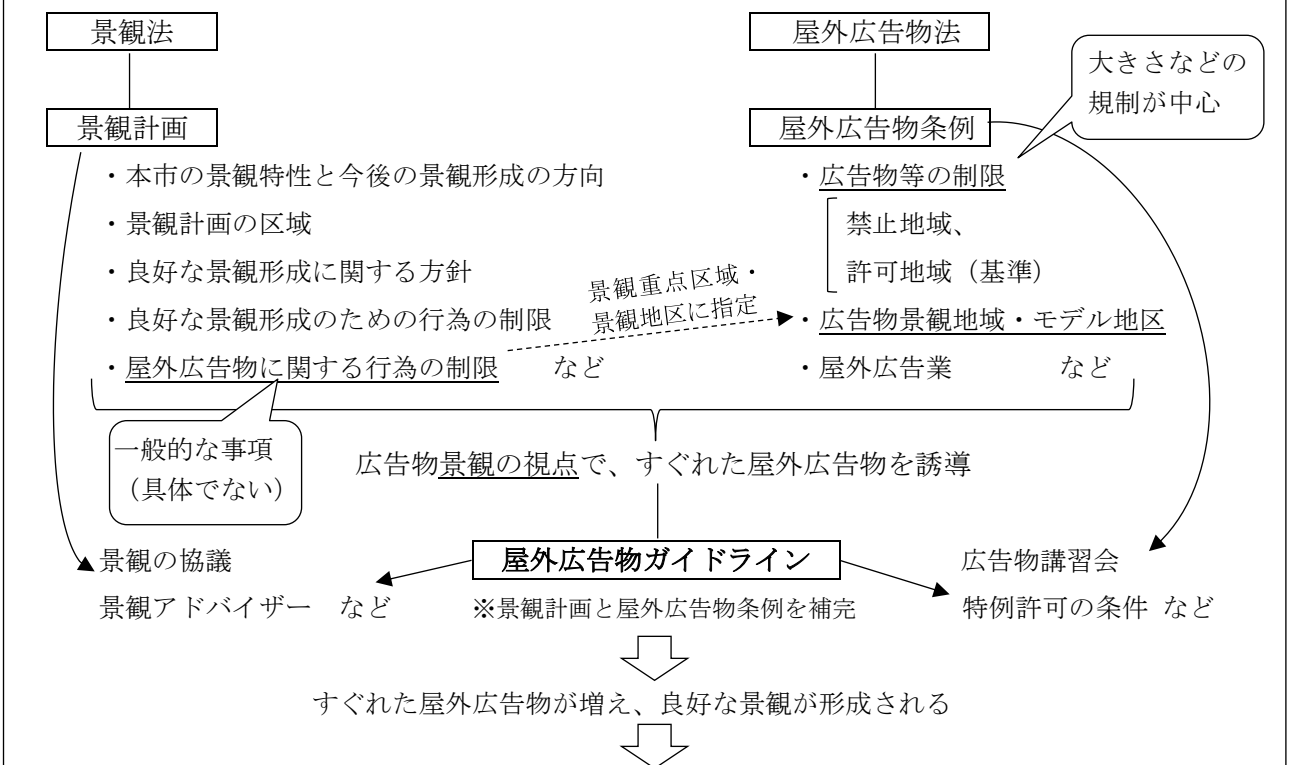
ワークショップの様子

2ヶ年度で作成を目指す

4. 屋外広告物ガイドラインのまとめ方の方針 (案)

- ・屋外広告物条例や景観計画などの既存の規制とガイドラインの関係を整理する。
- ・景観の視点を重視し、共通事項と地域別で構成する（地域別は青森県や町田市などでも同様）。
- ・地域別の際の設定は、景観計画や屋外広告物条例の区域の考え方、土地利用などの地域特性と景観特性を踏まえたものとする。

ガイドラインの位置づけと期待される効果



公園における禁止地域の一部見直しについて（作並温泉郷）

1. 現状と課題

- ・作並温泉郷とその周辺は、県立自然公園二口峡谷の中にあり、仙台市屋外広告物条例においては、禁止地域に指定されている。
- ・作並温泉郷のうち旅館等が立地する区域は、観光地（温泉地）として仙台市「杜の都」景観計画では行楽地ゾーンとなっており、また自然公園の中でも、建築や広告物などの行為（内容により届出は必要）も可能な普通地域にもなっている。
- ・禁止地域であるため、旅館名などが限定的にしか出せない、敷地外に施設案内の看板が出せないという状況で、観光地（温泉地）としての土地利用と広告物基準が合っていない。

2. これまでの経過

- ・過去の景観総合審議会では、本市の広告物施策における課題や今後の取り組みの1つとして、作並温泉郷のように土地利用と広告物基準があっていない部分の見直しが提言されている。
 - ・提言を踏まえ、作並温泉郷においては、景観計画の行楽地ゾーンとなっている範囲について、禁止地域を見直し第一種許可地域(※)とする方針を、過去の景観総合審議会で整理し、屋外広告物部会でも報告してきた。
- ※条例では自然公園のうち市長が指定する区域は禁止地域を除外することが可能で、都市計画区域外であることから、禁止地域除外により第一種許可地域となる
- ・審議会では、景観に配慮し作並温泉郷の魅力を高める広告物のあり方についても、地域の方々と検討した方がいいのではとの意見もいただいております、作並温泉旅館組合と都市景観課での勉強会等を重ね（H29～30）、作並温泉郷における屋外広告物の配慮事項等をまとめたところである。
 - ・禁止地域の見直しと屋外広告物の配慮事項等について、温泉旅館を中心とした地域の方々の合意形成も図られたことから、見直しに向けた事務手続きを今後進めていく。

3. 見直しの概要

第一種許可地域は、自家用、案内用などの広告物が一定規模まで可（貸し看板は引き続き禁止）

広告物の種類	禁止地域	第一種許可地域
施設名表示（自家用）	合計 7 m ² 以下	独立：高さ 5m以内、1面 5 m ² 以内
施設管理上の表示（管理用）	合計 7 m ² 以下	壁面：1/6 以内 など
敷地外案内看板（案内用）	不可	※同一施設の案内用は各々 500m 超えて離す
貸し看板（営業用）	不可	不可
公共が設置する案内等	可	可

- ・建物規模や用途に合う看板が可能
- ・敷地外での旅館への案内が可能

* 基準のうち主なものを記載

4. 屋外広告物等の配慮事項等について

自然と調和する色彩の使用、情報の整理、高さ等を揃える など（詳細は別紙2のとおり）

5. 今後の予定

本日：屋外広告物部会において報告

3～4月：温泉旅館組合や地域の方に説明 ……これまでの検討の最終報告

5月：禁止地域から第一種許可地域に見直し ……仙台市が禁止地域除外の区域を指定（告示）



6 作並温泉郷における許可地域・禁止地域の区域図

作並温泉郷周辺における許可地域・禁止地域の区域図です。黄色で着色されている旅館やホテルの周辺及び作並駅周辺のエリアは、第一種許可地域、それ以外の緑で着色されているエリアは、禁止地域に指定されています。

【許可地域】…… 区域の特性に応じて第一種から第三種まで区分され、それぞれ基準が異なり、許可基準の範囲内で広告物を掲出することができます。

【禁止地域】…… 自然公園や広瀬川周辺など、風致の維持などが特に必要と認められる場所で、原則として、一部の適用除外を除き、広告物を掲出することができません。



※当ガイドラインは、仙台市都市景観課の協力のもと、作成しております。

仙台市役所 都市整備局 計画部 都市景観課
TEL: 022-261-1111 (代表)

屋外広告物の表示(設置)許可に関するお問合せ先

仙台市 青葉区役所 建設部 街並み形成課
TEL: 022-225-7211 (代表) 住所: 仙台市青葉区上杉一丁目5-1

※仙台市内で青葉区以外へ広告物を掲出する場合は、掲出する区の街並み形成課までお問合せください。

お問合せ

作並温泉郷 屋外広告物ガイドライン

豊かな自然景観と調和した作並温泉郷
作並温泉郷の魅力の創出を目指して



1 作並温泉郷について

古くから仙臺の奥座敷として称された作並温泉は、仙臺市と山形市を結ぶ国道48号線(関山街道)に位置し、その由来は歴代仙臺藩主のかくし湯と伝えられる。寛政八年(1796年)の開湯以来、さまざまな文化人を始め多くの人々が訪れ今なお愛され続けられ、肌にやさしい泉質と豊富なお湯から「美女づくりの湯」とも言われており、露天風呂や岩風呂、立ち湯など各旅館の多彩な湯めぐりが楽しめる仙臺を代表する観光地の1つである。

2 屋外広告物ガイドラインについて

作並温泉郷は、県立自然公園内に位置する観光地となります。旅館やホテル、お店などを案内するために必要な看板やサインなどの屋外広告物を掲出するにあたって、自然に囲まれ、多くの人々が訪れる作並温泉郷の景観に配慮したものとなるよう、地域の皆様のご意見を取り入れながら、屋外広告物条例の基準を補完する指針(配慮事項)を中心にまとめたものとなります。

作並温泉郷屋外広告物ガイドラインは、以下の3つの基本目標のもと、作成しています。

【基本目標】

訪れる人が
作並らしいやすらぎや
おもてなしを感じられる
計画とする

背景となる
山並み・広瀬川への
自然景観と調和した
計画とする

江戸時代から続く
温泉地としての
地域の歴史や伝統を
活かした計画とする

作並温泉旅館組合

3 第一種許可地域における屋外広告物の基準

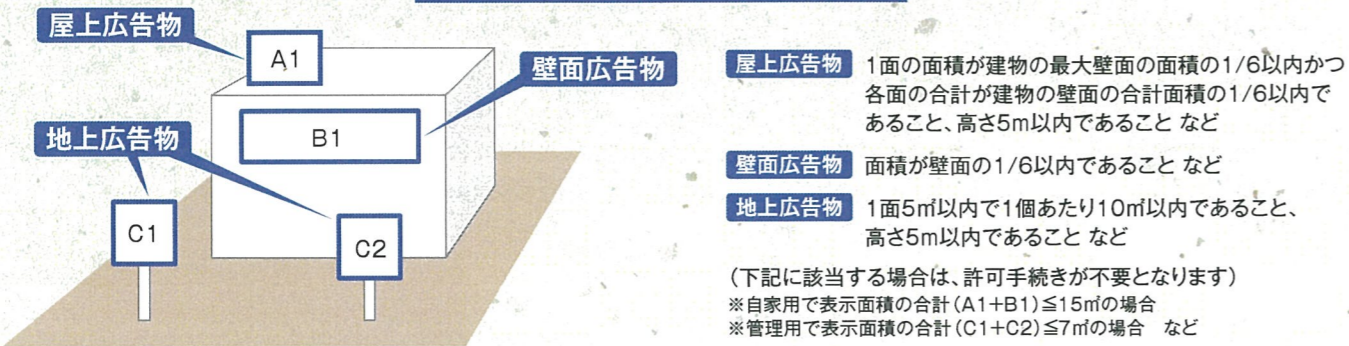
作並温泉郷周辺は、「仙台市屋外広告物条例」により、第一種許可地域と禁止地域に指定されています(地域の詳細につきましては、裏面の[6. 作並温泉郷における許可地域・禁止地域の区域図]を参照ください)。

許可地域では、屋外広告物の種類によって、面積や高さなどのさまざまな許可基準が定められており、許可を受けようとする屋外広告物は、基準に適合する必要があります。

禁止地域では、原則として屋外広告物を掲出することができません(一部適用除外あり)。

下図は、第一種許可地域の主な基準を図解したのですが、記載内容以外の基準もありますので、詳細につきましては、「仙台市屋外広告物条例のしおり」の許可基準を参照ください。

第一種許可地域の許可基準(抜粋)



4 許可手続き及び安全点検について

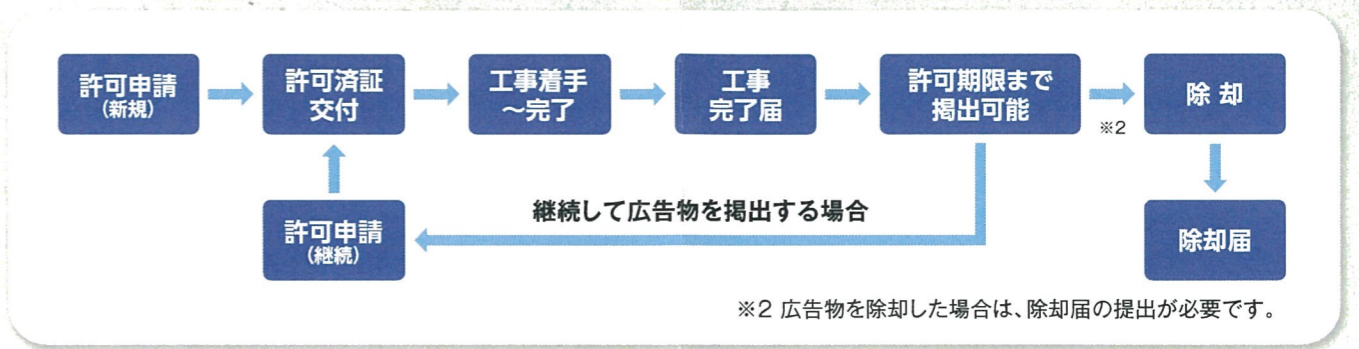
許可地域において、屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物(※1)を除き、あらかじめ区長の許可を受けなければなりません。また、広告物の所有者及び占有者は、継続許可申請などを行う際に、併せて屋外広告士などの有資格者による広告物の点検結果を提出する必要があります。

※1 自己の店名や旅館名などを敷地内に表示する場合15㎡まで など

下図は、許可手続きの流れの概略を示したのですが、詳細につきましては、「仙台市屋外広告物条例のしおり」の手順を参照ください。

なお、他の法令の規定により、届出等を要する場合は、当該法令を順守していただきますようお願いいたします。

許可手続きの流れ(抜粋)



5 作並温泉郷における屋外広告物の配慮事項

作並温泉郷屋外広告物ガイドラインにおける3つの基本目標に基づき、「幹線道路沿い」及び「旅館やお店」へ屋外広告物を掲出する際の配慮事項を定めました。

1. 共通事項

色彩

- ・ 地色は周辺の自然景観に調和する色とする
- ・ やすらぎを感じられるよう、彩度の高い色を使う場合は面積を小さくする



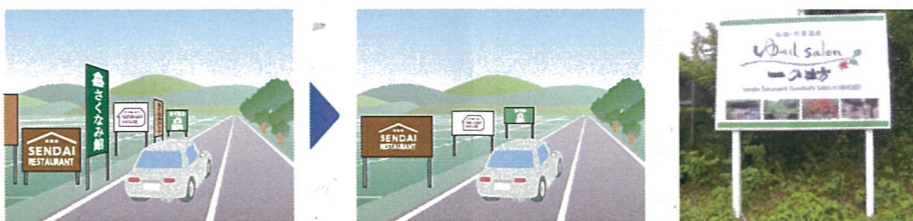
2. 個別事項「幹線道路沿い」

高さや大きさ

- ・ 広告物のスカイラインを整え、統一感を出すため、連続する広告物の高さを揃える

設置する場所

- ・ すっきり見えるよう、複数を立てて設置する場合は、設置位置を揃え、間隔を十分確保する



地域での統一感

- ・ 地域での統一感を出すために、連続性、統一感のある表現をする
- ・ おもてなしを感じられるよう、地域や地域資源のイメージが伝わるような計画をする

その他

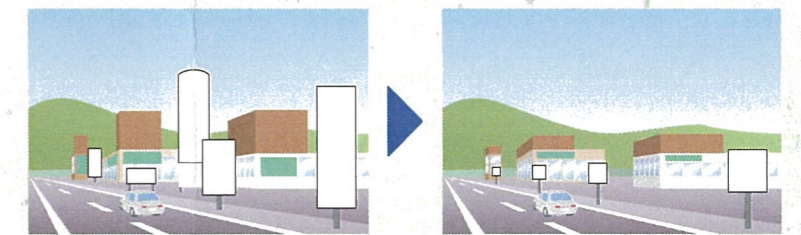
- ・ 情報を分かりやすく伝えるため、情報の優先順位を整理し、まとめや対比・強調、余白の活かし方など、バランスを考慮した計画とする



3. 個別事項「旅館やお店」

高さや大きさ

- ・ 広告物の高さや縦横比率を隣接する周囲の広告物に揃える



設置する場所

- ・ すっきり見えるよう道路境界からの設置位置を揃える
- ・ 情報を分かりやすく伝えるため、設置位置、表示面の大きさに応じて、情報量に配慮しながら的確な表記をする

その他

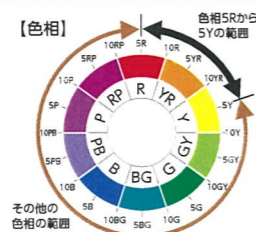
- ・ 歴史・伝統を感じさせるよう色彩や木などの自然素材で地域の独自性を発信する
- ・ やすらぎやおもてなしを感じられるよう樹木などの緑を組み合わせ、潤いのある空間を造っていく



<参考>

仙台市の景観計画では、建築物の外壁について、「自然景観のゾーン」においては、下記の通り、マンセル値における基準を定めています。

- ・ 色相5R~5Y(赤系、黄系)では、彩度4以下
- ・ その他(青系、緑系など)では、彩度2以下



屋外広告物の安全確保の今年度の取り組みについて

1. これまでの取り組み

- 平成 27 年 ・札幌市で看板落下による人身事故発生（2月）
 ・宮城県屋外広告美術協同組合で合同安全点検パトロール実施（9月）
 ※東北地方整備局、宮城県、仙台市も参加、以降毎年開催
- 平成 28 年 ・国交省作成の「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が安全対策を中心に改正（4月）
- 平成 29 年 ・仙台市屋外広告物条例を改正（所有者等の安全点検の義務化など）（4月施行）
 ・仙台市での安全点検（業務委託で目視点検と詳細点検を実施）を定禅寺通広告物モデル地区で実施（11月～翌年3月）
 ※目視点検で課題があったもののうち所有者等の了解が得られたものを詳細点検
 ※広告物モデル地区について複数年で実施していく予定

- ◆昨年度までの取り組みについては、（一社）日本屋外広告業団体連合会 発行、
 （公社）日本サインデザイン協会 編集 のサインデザイン専門誌「signs」でも紹介

2. 今年度の取り組み

①宮城県屋外広告美術協同組合（宮広美）の合同安全点検パトロール

- ・開催日：平成30年10月19日（金）
- ・点検場所：仙台市立上杉山通小学校周辺
- ・参加者：宮広美（18名）と東北地方整備局、宮城県、仙台市、上杉山通小学校など計29名
- ・調査概要：3ルートに分かれパトロールし合計39件を目視点検
- ・調査後：改善や詳細点検が必要と思われる広告物について、宮広美、都市景観課及び青葉区街並み形成課にて、所有者等を訪問（若しくは郵送）し、点検結果を報告
 ※上杉山通小学校にも安全点検の結果について報告
 ※安全点検の結果について宮広美から仙台市へ報告（報告書提出）



振れ止め設置不良



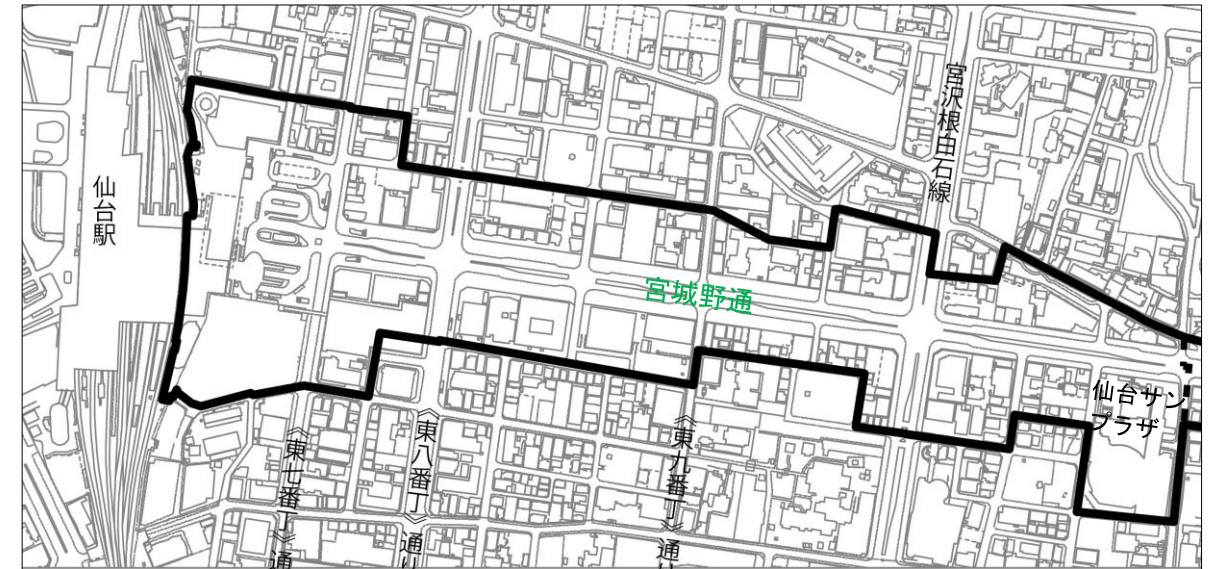
腐食による全体的な劣化など



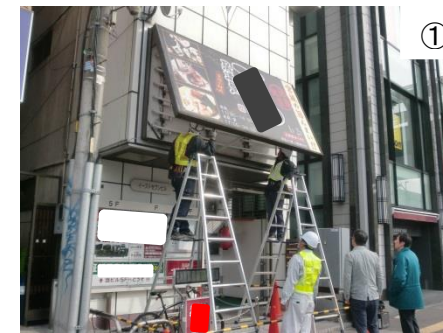
終了後の点検結果の確認と報告

②仙台市での安全点検

- ・点検場所：宮城野通広告物モデル地区（仙台サンプラザより西側の区域）
- ・目視点検：平成30年11月に、188件の壁面広告物と突出広告物について実施
- ・点検結果：11件が内部の劣化等の状況を確認する詳細点検が必要との結果
- ・詳細点検：詳細点検が必要な11件について、所有者等に説明を行い、同意が得られた2件について、平成31年3月に詳細点検を実施
 ※説明後に、自主的に点検や撤去等を行った広告物も3件あり
 ※目視点検のエリアの商店会など地域団体にも目視点検の結果を報告



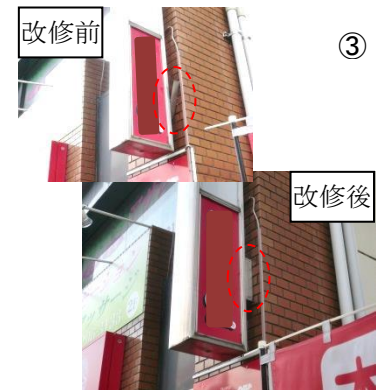
【目視点検の結果と対応】



看板外側の腐食、飾り枠一部なし
 →市による詳細点検を実施
 （取付け部など内部は異常なし）



本体の劣化による落下の危険
 →所有者で自主的に撤去



ブラケットカバーの外れ
 →所有者で自主的に改修

3. 来年度以降の予定

- ・宮城県屋外広告美術協同組合（宮広美）の合同安全点検パトロール、仙台市での安全点検について継続して実施するとともに、ビルオーナー、商店会、地域などへの周知啓発も行っていく